



島根県報

平成18年9月29日(金)
号外第109号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

県立大学の学校医の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 課)

公布された条例等のあらまし

県立大学の学校医の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則(規則第84号)

1 規則の概要

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令等の改正に伴う規定の整理

2 施行期日

平成18年10月1日から施行することとした。

規 則

県立大学の学校医の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第84号

県立大学の学校医の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則

県立大学の学校医の公務災害補償に関する規則(平成14年島根県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第4条の2第3項」を「第4条の2第4項」に改め、同条第4項中「政令別表第2」を「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則(昭和62年文部省令第1号)別表第1」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の県立大学の学校医の公務災害補償に関する規則第6条第3項及び第4項の規定は、平成18年4月1日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償については、なお従前の例による。

